



埼玉県知事選挙の投開票日は「8月6日（日）」です

令和5年8月30日（水）に任期満了となる埼玉県知事選挙を、7月20日（木）公示、8月6日（日）投開票の日程で行います。

県知事選挙は、地域課題を解決するための方向性を決める、大変重要な選挙です。あなたの未来のために、ぜひ貴重な一票を投票しましょう。

■投票できる方

【年齢要件】 平成17年8月7日までに生まれた方
【住所要件】 令和5年4月19日までに鳩山町に住民登録をし、引き続き町内に居住し、住民基本台帳に登録されている方

※令和5年4月20日以降、埼玉県内から鳩山町に転入された方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、市町村で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（または「住民票の写し」）を持参することにより前住所地の投票所において投票する

選挙当日に投票ができない方へ（期日前投票・不在者投票）

種別	概要
期日前投票	■投票期間 7月21日（金）～8月5日（土） ■投票時間 午前8時30分～午後8時まで ■投票場所 役場1階ホール ※入場券が届いている場合は、お持ちください。
不在者投票	指定を受けた病院や老人ホームで投票 申し出があれば、病院や老人ホームなどで投票できます。ご希望の方は、施設の長に申し出てください。
	郵便による不在者投票 身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たしている方、または障がいの程度などが証明した場合は、郵便による不在者投票ができます。
	滞在地の市区町村で投票 事前に手続きが必要です。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票区名	投票所	投票区域
第1投票区	泉井交流体験エリア	大橋、泉井
第2投票区	亀井農村センター	奥田、須江、竹本
第3投票区	上熊井集落センター	高野倉、熊井（一部を除く）
第4投票区	今宿コミュニティセンター	小用、大豆戸、赤沼、今宿、石坂（石坂一を除く）、熊井の一部、鳩ヶ丘五丁目の一部
第5投票区	公民館石坂分館	石坂（石坂二を除く）、楓ヶ丘四丁目、鳩ヶ丘三・四丁目
第6投票区	鳩ヶ丘のびのびプラザ（鳩山小学校敷地内）	楓ヶ丘一丁目、鳩ヶ丘一・二丁目、鳩ヶ丘五丁目（一部を除く）
第7投票区	地域包括ケアセンター	松ヶ丘一丁目～四丁目、楓ヶ丘二・三丁目

ことができます。ただし、県内で2回以上、他の市町村へ住所を移した場合には、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の交付を申請をしてください。（「住民票の写し」では投票できません。）

■入場券について

入場券は、はがきで各世帯に有権者全員分が郵送されます。はがき1枚につき4人分の入場券がついてきます（1世帯あたり5人以上の場合は、はがきが2枚以上郵送されます）。入場券を切り取り、投票所へお持ちください。また、選挙資格があるのに、入場券が届かない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

入場券をなくされた方は、お早めに選挙管理委員会へ連絡するか、当日、投票所の受付に申し出てください。

■選挙公報

選挙公報は新聞折込のほか、希望者には郵便等でお届けしますのでご連絡ください。また、役場、東出張所、中央公民館、総合福祉センター、今宿コミュニティセンター、町立図書館、地域包括ケアセンターにも用意します。

■期日前投票・不在者投票

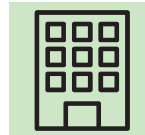
投票日当日、都合が悪く投票に行けない方は、左表のとおり、期日前投票、不在者投票ができます。また、期日前投票をご利用の方は、混雑状況を、右記の二次元コードまたはURL（<https://vacan.com/area/hatoyama-town-polls/polling-place/13>）から混雑状況確認システムで、確認できます。ぜひご利用ください。



■開票

開票は即日、午後9時から役場3階305・306会議室で行われます（参観を希望する方は下記まで）。開票状況につきましては町ホームページ（<https://www.town.hatoyama.saitama.jp>）にてご確認ください。

■問合せ 鳩山町選挙管理委員会（役場総務課内）
☎ 296-1214 FAX 296-2594



Topics

受付は7月28日まで **令和6年4月1日採用予定 鳩山町職員を募集します**

募集職種	採用予定人員	受験資格
一般事務職	若干名	平成6年4月2日以降に生まれた方
一般事務職（障害者対象）	若干名	①平成元年4月2日以降に生まれた方 ②身体障害者手帳、養育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方 ③活字印刷文による筆記試験に対応できる方

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。

■採用予定日 令和6年4月1日

■受付期間 令和5年7月5日（水）午前8時30分～7月28日（金）午後5時15分

■申込方法 電子申請での申し込みを原則とします。不可能な方は担当にお問い合わせください。

■採用案内 7月1日（土）から鳩山町ホームページに掲載します。

窓口配布：7月3日（月）から役場総務課及び役場東出張所（平日午前8時30分～午後5時15分）で配布します。郵送請求：担当にお問い合わせください。

■第1次試験（筆記試験）

日時 令和5年9月17日（日）

午前9時30分～午後2時40分（午前8時45分～午前9時15分受付）

■場所 鳩山町役場（予定）

試験方法 教養試験（120分）、職場適応性検査（20分）、作文試験（90分）

■第2次試験（第1次試験合格者）

日時 10月下旬（予定）

場所 鳩山町役場（予定）

試験方法 面接試験

※日時、場所は都合により変更する場合があります。

■問合せ 役場総務課 職員・人権政策担当

☎ 296-1214

受付は7月21日まで **令和5年10月1日採用予定 鳩山町職員を募集しています**

■募集職種・受験資格（広報はとやま6月号に掲載）

①一般行政職（社会福祉士）1名、昭和49年4月2日以降に生まれた方、社会福祉士の資格を有する方

②一般行政職（保健師）1名、昭和49年4月2日以降に生まれた方、保健師の資格を有する方

③一般行政職（管理栄養士）1名、昭和49年4月2日以降に生まれた方、管理栄養士の資格を有する方

■採用予定日 令和5年10月1日

■試験日 令和5年7月30日（日）

■試験場所 鳩山町役場（予定）

※場所は都合により変更する場合があります。

■受付期間 令和5年7月21日（金）まで

■その他 詳細は、町ホームページに掲載する採用案内をご確認ください。

■問合せ 役場総務課 職員・人権政策担当 ☎ 296-1214





熱中症予防 5つのポイント

- ①特に高齢者はエアコンを使用しましょう。
- ②暑くなる日は要注意
- ③水分はこまめに補給
- ④「おかしい!？」と思ったら病院へ
- ⑤周りの人にも気配りを



ご自身や周りの方が熱中症かもしれないと思った時、意識がない場合は救急車を呼び、意識がある場合には涼しい場所へ避難し、服をゆるめ、体を冷やすのが効果的です。その後、医療機関を受診してください。症状が改善しても、安静にして、十分に休息を取りましょう。

こんな症状があったら熱中症を疑いましょう。

軽

めまい、立ちくらみ、こむら返り（筋肉痛）、手足がしびれる、汗が止まらない、気分が悪い、ボーっとする

中

頭痛、吐き気、体がだるい（倦怠感）、虚脱感、意識が何となくおかしい

重

意識がない、けいれん、体が熱い、呼びかけに対し返事がおかしい、まっすぐに歩けない

■問合せ 町保健センター ☎ 296-2530

農作物の鳥獣被害対策について

近年、野生動物による農作物の被害が増加しています。町では、農作物の被害軽減を目的とし、年間通じた有害鳥獣捕獲事業を実施していますが、効果的な被害軽減には、ほ場における侵入防止対策を行い、野生動物を引き寄せなくすること等が必要です。

野生動物の生態や対策の方法について、正しい知識を身につけ、自己防衛の強化をお願いします。

■有効な対策

①エサ場を作らない

ほ場や家の周りに収穫残さ、野菜クズ等や、実のなった果樹（柿の木等）を収穫せずに放置すると、野生動物を引き寄せるエサとなってしまいます。

エサが豊富な人里を行動域として認識されると、被害が拡大してしまう恐れがあります。

②身を隠せる場所を作らない

ヤブや草むらは、野生動物にとっては人里までの通路や隠れ家となってしまいます。住宅周辺や農地を適正に管理し、見通しをよくすることで、野生動物の行動域から遠ざけることができます。

③柵の設置
野生動物の種類や農作物に応じて、適切な電気柵やワイヤメッシュ等の柵で自分のほ場を囲い、農作物を守りましょう。

町では、一定の要件を満たした農業者の電気柵の設置に対して補助金を交付しています。

■問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5895

マイナンバーカード取得と電子証明書の更新の相談・手続き受付中



町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、新規申請や申請後のマイナンバーカードの受け取り、電子証明書の更新に関する相談・手続きを行っています。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

◆7～8月 休日臨時開庁日

■日程 7月9日(日)・29日(土)

8月6日(日)・26日(土) (8月は午前のみ)

※7月9日は前日の防災訓練実施、8月6日は埼玉県知事選のため、中止します。

■時間 午前9時～正午 午後1時～午後3時

■場所 役場町民健康課(庁舎1階)



ご存じですか 国民年金保険料の免除・猶予制度

経済的な理由や災害等により、国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除または猶予されます。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、もしもの時の障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合もあります。納付が難しい方は国民年金保険料の免除・猶予申請をしましょう。

免除の内容は被保険者の方の負担能力に合わせ、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除・納付猶予と段階的な免除基準があり、納付しやすい環境となっています。

※新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする特例免除については、令和4年度で終了しました。

■令和5年度の申請期間

令和5年7月～令和7年8月

※申請月の2年1か月前までは遡って免除を申請することができます。

■承認期間 令和5年7月～令和6年6月(令和4年中の所得で審査)

■手続きに必要なもの

・年金手帳または基礎年金番号通知書
・失業を理由に申請(特例)する場合は「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関発行の証明書

■受付場所 役場町民健康課または役場東出張所

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとも便利です。

また口座振替にはお得な前納制度があります。前納制度のうち、6か月前納(10月～3月)をご希望の方は来月8月末が申出期限となりますので、ご希望の金融機関、役場町民健康課、川越年金事務所のいずれかへお申し出ください。

※今年度の6か月前納(4月～9月)1年前納・2年前納の申出は令和5年2月末日で締め切りました。

■手続きに必要なもの

納付書(または年金手帳か基礎年金番号通知書)・通帳・金融機関の届出印

■申出期限 8月23日(水)

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

または川越年金事務所 ☎ 242-2657

～自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現を目指して～

「鳩山町パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携」を始めました

町では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現を目指すため、令和4年4月1日から「パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

さらに、近隣市町村(東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村)との転入・転出時における宣誓手続きの簡素化を図るため、令和5年6月1日に自治体間連携に関する協定を締結しました。

これにより、制度を利用している方の住所異動に伴う手続きの負担軽減を図ります。

■パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、双方または一方が性的マイノリティである2人が、パートナーシップ関係にあることを宣誓する制度。

■問合せ 役場総務課 ☎ 296-1214